

旅館業に関する規制について

厚生労働省

1. 旅館業の定義

旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。

※ 「営業」とは、施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断している。

※ 「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、

- ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
- ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

の2点に該当するか否かで判断している。

（注）「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は、旅館業法の適用を受けない。

2. 旅館業の種別

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

下宿営業

- ・ 施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

3. 旅館業等の主な規制内容

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	農家民宿	国家戦略特区
概要	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの	一定の要件を満たす特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間（7日～10日）以上、外国人旅客に提供するもの
旅館業法との関係	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり	適用除外
名簿	氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。	同左	同左	同左	同左 (通知及び省令による措置)
客室数	10室以上	5室以上	規制なし	規制なし	規制なし
客室床面積	9㎡以上/室	7㎡以上/室	延床面積33㎡以上	規制なし	25㎡以上/室 (特区法に基づく規制)
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。	同左	規制なし(注)	規制なし	規制なし
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	同左	同左	同左	同左 (特区法に基づく規制)
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	同左	同左	浴室を有すること。 (特区法に基づく規制)
その他	都道府県（保健所を設置する市又は特別区）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。	同左	同左	同左	滞在日数は7日から10日までの範囲内において条例で定める期間以上であること。 (特区法に基づく規制)

注)国の法令上の基準はないが、通知で玄関帳場（フロント）又はこれに類する設備を設けることを求めており、これを条例で基準化しているケースがある。

4. 構造設備基準の特例

- 旅館業の許可を受けるためには、前記構造設備の基準を満たす必要があるが、旅館業法施行令第2条により、構造設備の基準の特例を設けることができることとされており、具体的には、旅館業法施行規則第5条で定められている。

(旅館業法施行規則第5条による特例)

- 1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設の場合
→ 客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度が低いものの場合
→ 客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設の場合
→ 客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設の場合
→ 客室延床面積の基準を適用しない。
- 5 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在る伝統的建造物の場合
→ 玄関帳場の代替設備等による対応を認める。

5. 旅館業と不動産賃貸業の関係

旅館業	旅館業法上の 旅館 ホテル 簡易宿所 (民宿、ウィークリーマンション含む)	下宿 (旅館業法)
不動産賃貸業 (一時的滞在)	国家戦略特区事業 (旅館業法の適用除外)	
不動産賃貸業 (生活の本拠)		賃貸マンション (マンション含む)
		ホームステイ

7日
1か月

(最短の) 滞在 (宿泊) 期間

(旅館業か不動産賃貸業かの判断基準)

- ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
- ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。